

尾張西部医療圏保健医療計画について

1. 尾張西部医療圏保健医療計画について

平成4年8月に策定され、以後概ね5年を目安に内容の見直しをしている。現行計画は平成26年3月に見直しされたもので、計画期間は平成26年度から平成29年度までとなっている。

今回は、国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成29年3月28日厚生労働省告示第88号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）が平成29年3月に行われた。

これを受け、愛知県地域医療計画とともに、尾張西部医療圏保健医療計画を見直し、新たな計画を策定するもの。（計画期間：平成30年度～平成35年度の6年間）

2. 尾張西部医療圏医療計画策定委員会について

平成29年2月23日（木）に開催された平成28年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で設置を承認され、4回の会議を実施した。

構成委員

各市医師会長	総合大雄会病院理事長
各市歯科医師会長	一宮西病院長
各市薬剤師会長	稲沢厚生病院長
一宮市立市民病院長	一宮市市民健康部長
稲沢市民病院長	稲沢市福祉保健部長

3. これまでの保健医療計画策定の流れ

日付	会議名等	議事等
平成29年 2月23日（木）	圏域会議	医療計画策定委員会の設置
平成29年 3月 8日（水）	策定委員会	圏域計画の構成等の検討
平成29年 7月19日（水）	策定委員会	素案の検討
平成29年 8月16日（水）	策定委員会	試案の検討
平成29年 8月29日（火）	圏域会議	原案の検討
平成29年11月 6日（月）	医療体制部会（県）	医療圏計画原案を含めた県としての試案の検討
平成29年11月29日（水）	医療審議会（県）	医療圏計画原案を含めた県としての原案の決定
平成29年12月15日（金）～ 平成30年 1月14日（日）	パブリックコメント 市町村・3師会等への意見照会	結果は次のとおり
平成30年 2月 7日（水）	策定委員会	原案修正の検討

4-1. パブリックコメントの結果

県計画43件、名古屋・尾張中部医療圏計画1件、西三河北部医療圏計画1件、東三河南部医療圏計画1件、計46件。

4-2. 市町村・3師会等への意見照会の結果

県計画8件、海部医療圏計画1件、尾張北部医療圏計画3件、知多半島医療圏計画2件、西三河北部医療圏計画2件、東三河南部医療圏計画2件、計18件。

5. 現行の尾張西部医療圏保健医療計画からの主な見直し内容について

目次	主な見直し内容
章	タイトル
はじめに	・時点修正等
第1章 地域の概況	
第1節 地勢	・時点修正等
第2節 交通	・時点修正等
第3節 人口及び人口動態	・時点修正等
第4節 保健・医療施設	・時点修正等
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	
第1節 がん対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、AYA（思春期・若年成人）世代のがん等に関する情報や仕事と治療の両立支援等の取組をがん患者に提供できるよう努める旨を記述。 ・在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。 ・小児がんの状況について、現状と課題を記述。 ・全国がん登録について、現状と課題を記述。
第2節 脳卒中対策	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、急性心筋梗塞に限らず、他の心血管疾患を含めた内容を記述。 ・在宅医療の場合は、多職種で連携して対応するため、体系図の表記を修正。
第4節 糖尿病対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、発症予防・重症化予防を行う市と保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進める旨を記述。 ・糖尿病患者数等の数値を最新の値に変更するとともに、ヘモグロビンA1cの値について、国際比較ができる値に修正。 ・初期治療から安定期治療への直接的な移行及び安定期治療から重症化・合併症・急性増悪時治療への移行も想定して、初期治療、重症化・合併症・急性増悪時治療及び安定期治療に区分した体系図へ修正。

※ _____部分が、平成29年度第1回圏域会議以降に修正となった項目です。

目次		主な見直し内容
章	タイトル	
第5章	第5節 精神保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等（統合失調症、うつ病・躁うつ病及び認知症など）に対応できる医療連携体制の構築について記述。 ・県が推進していた救急病院と精神科病院の連携モデル事業が終了したため、その後の課題について記述。
	第6節 歯科保健医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の多職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められている旨等を記述。
第3章	救急医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正等
第4章	災害医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の初動体制の確立を図ることを記述。 ・全ての災害拠点病院においてBCPの考え方に基づいた災害拠点マニュアルの作成を目指していくことを記述。 ・国指針に基づき、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の災害時における精神科医療提供体制の充実を図ること及び大規模災害発生時におけるコーディネート機能が十分に発揮できる連携体制の充実・強化を図ることを記述。 ・体系図にDPAT及び災害拠点精神科病院を記述。 ・体系図又は体系図の説明にリエゾン（周産期・透析）、薬事コーディネーター及びDPAT調整本部の役割等を記述。
第5章	周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県周産期医療体制整備計画」は「愛知県地域保健医療計画」と一体化し、今後は「愛知県地域保健医療計画」において計画を策定。 ・国指針に基づき、災害時における周産期医療体制の構築及び総合周産期母子医療センターと地域の精神科医療施設との適切な連携体制の構築を図ることを記述。 ・周産期医療は圏域内で全てが完結しないため、関係する県内の状況を表記する様に体系図を修正。 ・NICU等の後方支援病床としての機能がある一宮医療療育センターの開設を県計画との整合性に配慮して記述。
第6章	小児医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児保健医療総合センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制の充実・強化を図ることを記述。 ・小児救急医療は圏域内で全てが完結しないため、関係する県内の状況と圏域内の状況を表記する様に体系図等を修正。

目次		主な見直し内容
章	タイトル	
第7章	在宅医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国指針に基づき、多職種連携の推進や在宅医療に係る医療需要に対し、県や市の医療・介護担当者等の関係者による検討を行っていく旨を記述。
第8章	病診連携等推進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正等
第9章	高齢者保健医療福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行っていく旨を記述。
第10章	薬局の機能強化等推進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「患者のための薬局ビジョン」（H27.10）に基づき、全面改訂。 ・地域包括ケアにおける多職種、多機関の一員としての役割を務めるために、かかりつけ薬剤師の育成の必要性を記述。 ・「愛知県医薬分業推進基本方針」の改正（H27.4）との整合性を図る。 ・関係機関の間における関わりの内容が分かるように体系図の表記を修正。
第11章	健康危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正等

※ _____部分が、平成29年度第1回圏域会議以降に修正となった項目です。

6. これからの保健医療計画の流れ

月	区分	県計画	医療圏計画	備考
2	上旬		パブリックコメント 市町村・3師会等への意見照会 (12月15日～1月14日)	
	中旬	医療体制部会 (2月14日) 【原案修正の検討】	意見に 基づく修正 策定委員会 (2月7日) ↓ 圏域会議 (2月14日) 【案の検討】	
	下旬			
3	上旬			
	中旬			
	下旬	医療体制部会、医療審議会 (3月28日) 【案の検討】、【答申】		